

# 事業所設置にかがる主な届出等

## ■用地取得・造成関係

法令等	内容	申請期限等	届出先
国土利用計画法	○土地取引に関する届出(法第23条) 下記以上の面積の用地を取得した場合に届出が必要 (ただし、地方自治体、土地開発公社等の所有する土地は除く) ・都市計画区域内:5,000㎡以上 ・都市計画区域外:10,000㎡以上	契約締結の日から 2週間以内に買主が提出	橋本市 総務課 総務管理係
宅地造成等規制法 (宅地造成工事許可)	○宅地造成工事規制区域内で下記のいずれかの行為に該当する場合、 許可が必要 ・切盛土をする面積が500㎡超 ・盛土で1m超の崖が出来る ・切土で2m超の崖が出来る ・切盛土で高さ2m超の崖	建築確認申請前に 許可が必要	橋本市 まちづくり課 都市計画係
土壌汚染対策法	○3,000㎡以上の土地を形質変更(掘削、造成、切土、盛土)する場合に 届出が必要	土地の形質変更 着手する30日前	和歌山県 橋本保健所
産業廃棄物の保管及び 土砂等の埋立ての不適正 処理防止に関する条例	○土砂等による埋立て等を行う区域の面積が3,000㎡以上の場合に 許可が必要	施工前に許可が必要	和歌山県 橋本保健所

※宅地造成工事規制区域外で工場等を立地する場合など、上記以外に必要な許可・届出があります。

## ■建築関係

法令等	内容	申請期限等	届出先
工場立地法 ※21・22ページに 詳細掲載	○特定工場の届出(法第6条) 下記のいずれかの要件に該当する場合、届出が必要 ・敷地面積:9,000㎡以上 ・建築物の建築面積の合計:3,000㎡以上	着工の90日前までに 届出が必要	橋本市 企業誘致室
建築基準法	○法第6条に規定する建築物の建築または法第88条に規定 する工作物の築造を行う場合、建築確認が必要 なお、用途地域ごとに建築物の用途の規制を受け、法第48条及び 条例により適合しない建築物は、原則建築不可	着工前までに 確認が必要	指定確認検査機関 または 伊都振興局 総務調整課 建築グループ
建設リサイクル法	○下記のいずれかに該当する工事を行う場合、届出が必要 ・床面積80㎡以上の建築物の解体 ・床面積500㎡以上の建築物の新築・増築 ・請負金額1億円以上の建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等) ・請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の工事	着工の7日前までに 届出が必要	伊都振興局 総務調整課 建築グループ
都市計画法 (開発許可)	○開発行為の許可申請(法第29条) 下記以上の面積の開発行為(造成等)を行う場合、許可が必要 ・都市計画区域内:3,000㎡以上 ・都市計画区域外:10,000㎡以上	建築確認申請前に 許可が必要 建築着工前に検査・公告を 終えること	橋本市 まちづくり課 都市計画係
景観条例 (和歌山県)	○下記を超える面積の開発行為(造成等)を行う場合、届出が必要 ・都市計画区域内:3,000㎡超 ・都市計画区域外:10,000㎡超 ○高さ13m超、または建築面積(築造面積)1,000㎡超の建築物(工作物) を新築・増築する場合、届出が必要	着工の30日前までに 届出が必要	橋本市 まちづくり課 都市計画係
まちづくり条例	○下記のいずれかに該当する建築物の建築行為を行う場合、事前協議 申請が必要。また、申請後、各関係機関と協議が必要 ・地上3階以上 ・地上からの高さが10mを超える ・開発行為の許可申請(法第29条)	建築確認申請前に 事前協議申請が必要	橋本市 まちづくり課 都市計画係
建築物省エネ法	○床面積が300㎡以上の建築物(非住宅等)を新築・増築する場合、 基準適合性判定が必要 ○床面積が300㎡以上の建築物(非住宅等)を新築・増築する場合、 届出が必要	基準適合性判定がないと 建築確認が交付されない 原則着工の21日前までに 届出が必要	指定確認検査機関 または 伊都振興局 総務調整課 建築グループ 伊都振興局 総務調整課 建築グループ
福祉のまちづくり条例	○特定施設の建設を行う場合に、福祉のまちづくり条例の届出が必要 (床面積が3,000㎡以上の事務所、営業所および工場が特定施設に該当)	着工の30日前までに 届出が必要	伊都振興局 総務調整課 建築グループ
屋外広告物条例 (和歌山県)	○屋外広告物を設置する場合、あらかじめ許可が必要	着工までに許可が必要	橋本市 まちづくり課 都市計画係
道路法	○道路施工承認(法第24条) 「歩道と道路の境にある縁石ブロックを移設または拡幅する」 「市道に進入路を接続させる」「市道敷ぎに側溝を敷設する」等、道路 管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合、承認が必要 ○道路占用許可(法第32条) 上記工事等に伴い道路等を継続的に占有使用する場合、許可が必要	建築確認申請前	橋本市 都市整備課 監理保全係

## ■環境関係

区分	対象施設	規制の内容	申請期限等	届出先				
大気汚染	ばい煙 発生施設	ばい煙 硫酸化合物	K値規制	施設の設置または 変更の60日前まで	和歌山県 橋本保健所			
		ばいじん 有害物質				施設の種類および 規模ごとの濃度規制		
	揮発性有機化合物 排出施設	揮発性有機化合物	施設の種類の 濃度規制					
	特定粉じん 発生施設	特定粉じん	濃度規制					
	一般粉じん 発生施設	一般粉じん	構造・使用・管理 の基準	施設の設置または 変更前に届出				
和歌山県 公害防止条例	大気に係る 特定施設	硫酸化合物	K値規制	施設の設置または 変更の60日前までに届出				
		ばいじん	濃度規制					
		有害物質	濃度規制					
		粉じん	設備基準 濃度規制					
☆下水道法 ★水質汚濁防止法	有害物質貯蔵 指定施設	構造基準 定期点検の義務		※2施設の設置または 変更の60日前までに届出	橋本市 下水道課 工務係 和歌山県 橋本保健所			
	特定施設	濃度規制 ※1総量規制	有害物質使用の場合は、有害物質貯蔵指定施設 と同様の規制および汚水等の地下浸透の禁止 事業場からの総排出量が最大50㎡/日以上の 場合は「瀬戸内海特別措置法」の設置許可が 必要なため、要事前相談					
	みなし指定地域 特定施設	濃度規制 ※1総量規制						
和歌山県 公害防止条例	排水に係る 特定施設	濃度規制	施設の設置または 変更の60日前までに届出	和歌山県 橋本保健所				
下水道条例 (橋本市)	公共下水道に接続する場合、下記の排水基準が定められて います。基準を超える場合、除害施設の設置届出が必要		排水設備等の 新設・変更の着工前	橋本市 下水道課 工務係				
	水素イオン濃度	水素指数5を超え、9未満						
	生物化学的酸素要求量	1ℓにつき5日間に600mg未満						
	浮遊物質	1ℓにつき600mg未満						
	ノルマルヘキサン	鉛油類含有量 1ℓにつき5mg以下						
	抽出物質含有量	動植物油類含有量 1ℓにつき30mg以下						
	窒素含有量	1ℓにつき240mg未満						
	リン含有量	1ℓにつき32mg未満						
騒音	騒音規制法	特定施設に該当する場合、届出が必要		施設の設置または 変更の30日前までに届出	橋本市 生活環境課 生活衛生係			
			6:00~8:00			8:00~20:00	20:00~22:00	22:00~6:00
		第1種区域	45デシベル			50デシベル	45デシベル	40デシベル
		第2種区域	50デシベル			55デシベル	50デシベル	45デシベル
		第3種区域	60デシベル			65デシベル	60デシベル	55デシベル
	第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル			
	【第1種区域】第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域、第1,2種住居地域、 【第2種区域】第1,2種中高層住居専用地域、第1,2種住居地域、 準住居地域、無指定地域、 【第3種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 【第4種区域】工業地域							
振動	振動規制法	特定施設に該当する場合、届出が必要		施設の設置または 変更の30日前までに届出	橋本市 生活環境課 生活衛生係			
			8:00~20:00			20:00~8:00		
		第1種区域	60デシベル			55デシベル		
	第2種区域	65デシベル	60デシベル					
	【第1種区域】第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域、 第1,2種住居地域、準住居地域、無指定地域、 【第2種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域							
悪臭	悪臭防止条例	特定悪臭物質	区域の区分ごとの 濃度規制	-	-			

※1 総排出量が平均50㎡/日以上の事業所が対象

※2 総排出量が平均50㎡/日以上の事業所については、汚濁負荷量測定手法届も別途必要

☆ 下水道法に係る内容は、橋本市下水道課(工務係)へ届け出てください ★ 水質汚濁防止法に係る内容は、和歌山県橋本保健所へ届け出てください

この他にも和歌山県公害防止条例に該当する場合、許可・届出を必要とする場合があります